

群馬大学総合情報メディアセンターにおける個人情報の保護に関する内規

平成19.10.24 制定

改正 平成24. 4.25 平成25. 7.24

平成26. 4. 1 平成27.10. 1

平成30.11.16 令和 4. 4. 1

(趣旨)

第1条 この内規は、国立大学法人群馬大学個人情報管理規程（平成17年4月1日制定）第39条の規定に基づき、群馬大学総合情報メディアセンター（以下「センター」という。）の保有する個人情報の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(保有する個人情報)

第2条 センターは、次に掲げる個人情報を保持・管理する。

- (1) 群馬大学におけるすべての学生又は教職員に関する、氏名，所属，学籍，職員番号，ユーザID及びメールアドレス
- (2) センター入退館及び施設利用記録
- (3) センター内端末，サーバ等への認証ログ
- (4) センタープロキシ経由のWeb アクセスログ
- (5) センターメールサーバのメール送受信ログ
- (6) センターシステムのユーザデータのバックアップ
- (7) センター機器を通過するIP パケットヘッダ
- (8) センター内監視カメラの画像ログ

(個人情報の利用目的)

第3条 センターは、次に掲げる目的で個人情報を利用する。

- (1) センター内各種システムにおけるユーザ管理
- (2) センターにおける講義支援
- (3) ユーザからの問合せ対応，ユーザへの情報提供及び各種連絡
- (4) センター外への文献複写及び資料相互貸借依頼
- (5) 群馬大学内他システムの管理運用支援
- (6) 群馬大学内ネットワーク，システムの管理運用及び支援
- (7) センター建物及び機材の維持管理
- (8) 個人を特定できる情報を含まない統計資料の作成
- (9) 図書館情報システムによるレコメンド（貸出履歴を利用して自動生成した推薦資料をいう。）の表示
- (10) その他センター長が本学の教育・研究及び業務遂行上特に必要と認めた事項

(個人情報の第三者への開示)

第4条 センターは、次のいずれかに該当する場合を除き、個人情報を第三者に開示しない。

- (1) 本人の同意がある場合
- (2) 個人の生命，身体又は財産の保護のために必要で，かつ本人の同意を取ることが困

#### 難な場合

- (3) 前条の利用目的に沿う範囲で学内の他組織に対して開示する場合
  - (4) 法令及び学内規則に基づき開示することが必要である場合
  - (5) 計算機システムの管理者以外の者に対し、OS が標準的に公開する情報である場合
  - (6) 個人を特定する情報を含まない場合
- (個人情報保護と管理)

第5条 センターでは、個人情報保護のため管理責任者を置き、個人情報の紛失、誤用、破壊、改ざん、漏洩等の不正な取扱いを防止するためのセキュリティ対策を講じなければならない。ただし、管理者以外の者が、前条第1号から第6号により得た個人情報を取扱ったことから発生した事象を除く。

2 次の場合を除き、本人からの個人情報の開示、訂正又は削除等の請求に対応するものとする。

- (1) 本人確認ができない場合
- (2) 個人情報開示、訂正、削除等の請求対象が「個人情報」に該当しない場合
- (3) 人の生命、身体または財産を害する恐れがある場合
- (4) センター業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合
- (5) 法令及び学内規程に反する場合

#### (雑 則)

第6条 この内規に定めるもののほか、個人情報保護の実施に関して必要な事項は、群馬大学総合情報メディアセンター長（以下「センター長」という。）が別に定める。

#### (内規の改廃)

第7条 この内規の改廃は、群馬大学総合情報メディアセンター運営委員会の議を経て、センター長が行う。

#### 附 則

この内規は、平成19年10月24日から施行する。

#### 附 則

この内規は、平成24年4月25日から施行する。

#### 附 則

この内規は、平成25年7月24日から施行する。

#### 附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

この内規は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年11月16日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。